

経営革新計画の手引

令和3年9月

群馬県

経営革新計画に関するお問い合わせ先

「経営革新計画」及び「本手引き」に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いします。なお、申請書の様式は、群馬県ホームページよりダウンロードいただけます。

URL・・・<https://www.pref.gunma.jp/06/g0910001.html>

【連絡先】

群馬県 産業経済部 経営支援課 経営革新係

所在地 前橋市大手町1-1-1 県庁舎12階

電話 027-226-3339

mail keieika@pref.gunma.lg.jp

目次

第1 経営革新計画とは.....	3
1 経営革新計画の概要.....	3
2 経営革新計画作成のメリット.....	3
3 経営革新計画の事務の流れ.....	3
第2 経営革新計画の内容.....	4
1 対象となる「実施主体」.....	4
2 「新事業活動」とは.....	5
3 経営革新の計画期間について.....	6
4 「経営の相当程度の向上」とは.....	7
第3 経営革新計画承認に対する支援策の概要.....	8
1 県制度融資 中小企業パワーアップ資金(新事業活動等促進要件).....	8
2 政府系金融機関による低利融資制度.....	9
3 信用保証の特例.....	10
4 中小企業投資育成株式会社からの投資.....	11
5 高度化融資制度.....	11
6 起業支援ファンドからの投資.....	12
7 販路開拓コーディネート事業.....	12
8 新価値創造展.....	13
9 経営革新計画フォローアップ支援専門家派遣事業.....	13

10	スタンバイ・クレジット制度(株式会社日本政策金融公庫法の特例)	14
11	クロスボーダーローン(株式会社日本政策金融公庫法の特例)	14
12	食品流通構造改善促進機構による債務保証	15
第4	経営革新計画の申請・相談について	16
1	申請窓口について	16
2	経営革新計画の策定・実行に関する相談窓口等について	16
第5	経営革新計画の申請に必要な書類	17
1	申請書類一覧(単独の特定事業者が申請する場合)	17
2	申請書の記載例	18

第1 経営革新計画とは

1 経営革新計画の概要

経営革新計画は、「中小企業等経営強化法」に基づく制度です。
具体的には、次のとおり規定されます。

事業者が、新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る3～8年の計画

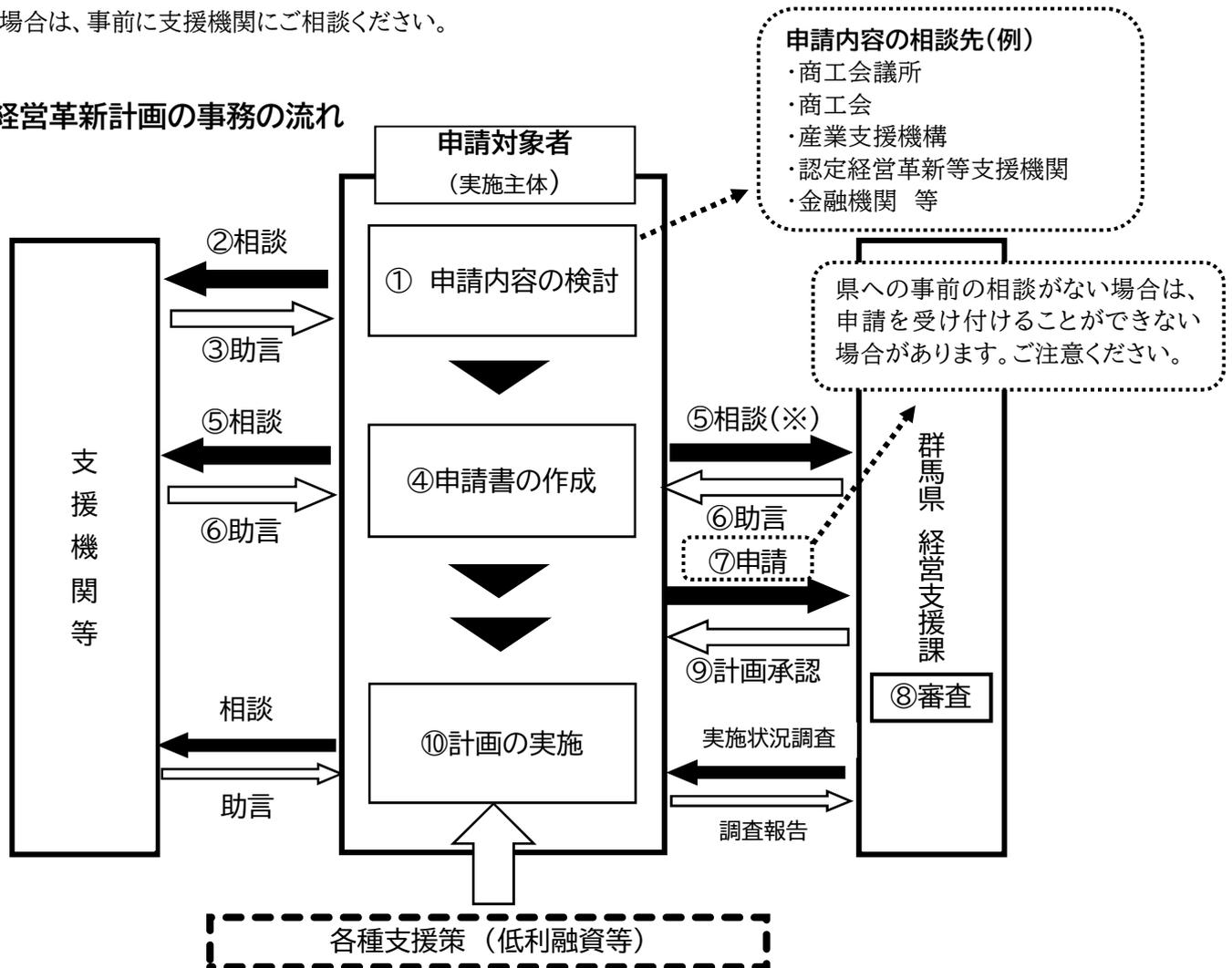
2 経営革新計画作成のメリット

経営革新計画を県に申請して承認を受けると、県の制度融資や政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例等の支援措置、補助金への加点措置等が用意されています。

また、経営革新計画の作成・実施により「経営目標が明確になった」、「会社の進むべき方向が明らかになり、社員の意識が向上した」などの効果が出ているとの声が、承認された企業から多く寄せられています。

※支援措置を受けるには、計画の承認とは別にそれぞれの支援機関等における審査が必要となります。希望する場合は、事前に支援機関にご相談ください。

3 経営革新計画の事務の流れ



※注意事項

原則、「当月申請受付→翌月審査」となります。(例:4月申請受付→5月審査(6月初旬承認通知))
ほかの支援策(ものづくり補助金など)を検討されている場合は、受たい支援策のメ切の【2 か月程度前】を目安にご相談いただくようお願いいたします。

第2 経営革新計画の内容

1 対象となる「実施主体」

経営革新計画の申請ができるのは、次の(1)又は(2)に掲げる事業者(個人を含む)となります(以下、「特定事業者」)。原則として、すべての業種を対象としています。

(1)特定事業者として対象となる会社及び個人の基準

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業(下記以外)	300人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業	500人以下
小売業	300人以下

(注)

- 1 申請には、少なくとも1年以上の業歴(直近期末決算が出ていること)が必要です。
- 2 申請先は、登記されている本社所在地の都道府県です。
- 3 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。(様式「別表3」の定義と異なりますので、ご注意ください。)
- 4 複数の特定事業者が共同で申請する場合、代表会社を決める必要があります。

(2)申請対象者となる組合及び連合会

組合及び連合会	申請対象者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が特定事業者であること。

(注)

- 1 企業組合、協業組合も特定事業者として対象となります。
- 2 一般社団法人のうち、その直接又は間接の構成員の2/3以上が特定事業者であるものについては、対象となります。

2 「新事業活動」とは

「新事業活動」とは、次の(1)～(6)の「新たな取り組み」を指します。経営革新計画を作成することにより、「新たな取り組み」の目標、重点課題等が明らかになり、進捗状況確認により機能的に事業を行うことができます。

(1)新商品の開発又は生産

- (例1)建設業者が、産業廃棄物である下水汚泥などを甘味料としても知られる植物を用いて処理し、新たに肥料を生産し販売する。
- (例2)木製品製造業者が、これまでの建具の材料として利用が困難とされていた間伐材を、加工するための切削用刃物を開発する。さらに開発した天然の塗料で仕上げることで、防腐、防かび効果が高められ、環境と健康にやさしい建具を生産、販売する。
- (例3)業務用の大型で強力な空気清浄機を製造していた企業が、きれいな空気に対するニーズの高まりを受けて、小型化に挑戦し、一般家庭用の小型で強力な空気清浄機を開発する。
- (例4) 産業廃棄物業者が、茶がらやさとうきびかす等の植物性廃棄物を、生分解可能な容器にリサイクルする技術を開発。これらの製品は環境に負荷を与えることなく、廃棄処理ができる。

(2)新役務の開発又は提供

- (例1)美容室が高齢者や身体の不自由な方など、自分で美容室に行くことが困難な方のために、美容設備一式を搭載した車で美容師が出張し、カットやブローの基本コースからヘアメイクや着付けなどのサービスを行う。
- (例2)老舗の旅館が、空室をリラクゼーションルームとして改装し、休憩客や日帰り客向けに新しいサービス事業を行う。著名なインテリアデザイナーに設計を依頼し、デザインを重視したリラクゼーションルームを備えて昼間の時間帯の増収を図るとともに、ホームページや館内の案内表示の多言語表示、スタッフに外国人観光客対応研修を行い、従来の顧客に加え、若者層や外国人観光客といった新規宿泊客の拡大に結びつける。
- (例3)畜産農家向け飼料販売業者が、新たに畜産農家の繁忙期・旅行時に社員を畜産農家に派遣して、家畜の世話等を行うとともに、畜産農家の経営効率を向上させるためのコンサルティングサービスを行う。

(3)商品の新たな生産又は販売の方式の導入

- (例1)果物の小売業者が、本格的なフルーツパーラーを開店する。果実店で培われた果物についての知識等の強みを活かし、フルーツ&ベジタブルマイスターの資格を持つ店員が常駐するフルーツパーラーを開店する。地元農家等と連携して、高品質な特産フルーツを低コストで仕入れ、スイーツやフレッシュジュース、健康を意識した野菜を取り入れたランチメニューも提供する。
- (例2)金属加工業者が、金属熱加工製品の開発に伴う、実験データを蓄積することにより、コンピュータを利用して、熱加工による変化を予測できるシステムを構築する。それにより、実験回数を減らし、新商品開発の迅速化とコスト削減を図る。

(4) 役務の新たな提供の方式の導入

(例1) 不動産管理会社が、企業の空き家となった社員寮を一括借り上げて、それを高齢者向けに改装し、介護サービス、給食サービスを付加して、高級賃貸高齢者住宅として賃貸する。

(例2) タクシー会社が、乗務員に介護ヘルパーや介護福祉士の資格を取得させ、病院や介護施設への送迎などのタクシー利用者を獲得し、高齢者向け移送サービスで介護サービス事業へ進出して多角化を図る。

(5) 技術に関する研究開発及びその成果の利用

(例1) これまで加工が困難とされてきた新素材の大量加工に関する研究を行い、研究の成果として得られた加工技術・ノウハウを自社の製造ラインで活用する。

(例2) 介護用ロボットの利便性向上を図るための研究開発と実証実験を行い、その成果を元に介護ロボットを開発し、自社の事業に活用する。

(6) その他の新たな事業活動

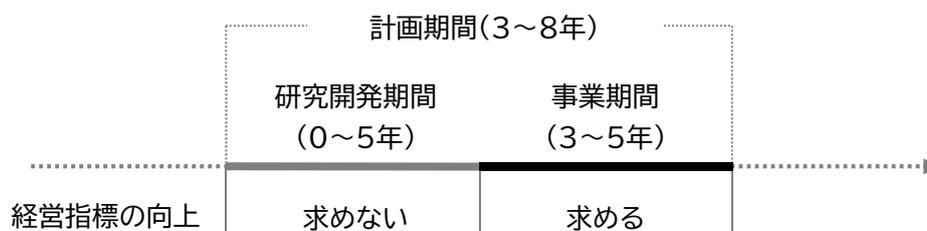
※「新たな取り組み」とは、個々の特定事業者にとって「新たな事業活動」のみならず、「業種ごとの同業の中小企業の当該技術等の導入状況」や「地域性の高いものについては、同一地域における同業他社における当該技術等の導入状況」等を踏まえて判断されます。

※また、経営革新計画では、以下のような、経営の向上に資する多様な取組を対象とします。

- ・基盤技術及びサービスモデルの研究開発や知的財産の活用等の先進的な取組
- ・異分野の中小企業等の連携
- ・他の事業者から取得した経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源)の利用
- ・機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化
- ・生産管理・品質管理、労務・財務管理等

3 経営革新の計画期間について

経営革新の計画期間は、「研究開発期間(0～5年)」と「事業期間(3～5年)」とを合わせた「3～8年」となります。このうち、「事業期間」に限り、「経営の相当程度の向上」を示していただく必要があります。



4 「経営の相当程度の向上」とは

経営革新計画として承認されるためには、3年～5年の事業期間に応じて、

(1)「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率

(2)「給与支給総額」の伸び率

が、計画期間終了時において、下表のとおりとなっている必要があります。

事業期間	「付加価値額」又は 「一人当たりの付加価値額」 の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
3年	9%以上	4.5%以上
4年	12%以上	6%以上
5年	15%以上	7.5%以上

・付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

・一人当たりの付加価値額＝付加価値額／従業員数

・給与支給総額＝給料(役員並びに従業員に支払うもの)＋賃金＋賞与＋各種手当

(注1)経営革新計画上の「減価償却費」は、以下の各項目の全てを含んだ総額とします。

・減価償却費(繰延資産の償却額を含む。)

・リース・レンタル費用(損金算入されるもの)

(注2)「各種手当」には、残業手当、休日出勤手当、家族(扶養)手当、住宅手当等を含み、給与所得とされない手当(退職手当等)及び福利厚生費は含みません。

なお、任意のグループ等において共同で経営革新計画を作成する場合には、

・グループ全体としての「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」及びグループ全体としての「給与支給総額」

・グループ参加者個々の「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」及びグループ参加者個々の「給与支給総額」

のどちらを適用してもよいことになっています。

また、計画終了時点において、付加価値額(または従業員一人当たり付加価値額)は、正の値であることが必要です。

第3 経営革新計画承認に対する支援策の概要

申請した経営革新計画が承認された場合、次の支援措置が用意されています。詳しくは、各問い合わせ先に御相談ください(以下の各種支援策は、令和3年9月3日現在のものです)。

(注)経営革新計画の承認は、各々の支援措置の実行を保証するものではありません。計画の承認とは別に各機関における個別の審査が必要となります。なお、支援措置の利用を希望する場合には、計画承認前に各機関に相談する等、計画申請と並行し準備を進めることが望まれます。

1 県制度融資 中小企業パワーアップ資金(新事業活動等促進要件)

(1)対象者

経営革新計画の承認を受けた特定事業者等で、当該承認を受けた計画を実施しようとする者

(2)支援内容

① 融資限度額

2億円(うち運転資金5,000万円)

② 融資利率

年1.5%以内

※群馬県信用保証協会の信用保証付きの場合

…「責任共有制度対象外」:年1.1%以内／「責任共有制度対象」:年1.2%以内

③ 融資期間

・設備資金:12年以内(うち据置期間2年以内)

・運転資金:7年以内(うち据置期間1年以内)

④ 担保・保証人

金融機関や保証協会と相談して決めていただきます。

(3)問い合わせ先

群馬県 産業経済部 経営支援課(金融係) 電話027-226-3332

2 政府系金融機関による低利融資制度

(1)対象者

中小企業等経営強化法に基づき、都道府県知事などより経営革新計画の承認(変更承認を含む)を受けた特定事業者

※下記の支援内容の各項目は個々の場合について記載しています。組合として制度を利用する場合は、各金融機関にお問い合わせください。

(2)支援内容 ※各種 HP より転載

① 日本政策金融公庫による低利融資制度

【中小企業事業】

ア 融資限度額

設備資金 7億2,000万円(うち運転資金 2億5,000万円)

イ 融資利率

「特別利率②」(ただし、2億7千万円を超えた額及び土地取得資金は、基準利率)

※信用リスク、融資期間等に応じて、所定の利率が適用されます。

ウ 融資期間

・設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)

・運転資金: 7年以内(うち据置期間2年以内)

エ 資金使途

・承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金および長期運転資金

【国民生活事業】

ア 融資限度額

設備資金 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)

イ 融資利率

特別利率 B(ただし、土地取得資金は、基準利率)

※使途、返済期間等に応じて、所定の利率が適用されます。

ウ 融資期間

・設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)

・運転資金: 7年以内(うち据置期間2年以内)

エ 資金使途

・承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金および運転資金

② 商工組合中央金庫による融資

ア 融資限度額制限はありません

イ 融資利率

金融機関が定める所定の利率が適用されます。

ウ 融資期間

・設備資金:15年以内(うち据置期間2年以内)

・運転資金:10年以内(うち据置期間2年以内)

(3) 問い合わせ先

日本政策金融公庫 前橋支店(中小企業事業)	電話027-243-0050
日本政策金融公庫 前橋支店(国民生活事業)	電話027-223-7311
日本政策金融公庫 高崎支店(国民生活事業)	電話027-326-1621
商工組合中央金庫 前橋支店	電話027-224-8151(代表)

3 信用保証の特例

(1) 対象者

承認を受けた経営革新計画に従って事業を実施する特定事業者(※)

※以下に該当するものに限られる。

- ① 特定事業者であって、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「保険対象中小企業者」という。）に該当するもの。
- ② 特定事業者であって、法第22条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。
- ③ 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第8条第2項の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの。

(2) 支援内容

① 普通保証等の別枠設定

金融機関から借入れる事業資金(承認経営革新計画実施のために必要となる資金)に関し、保証限度額の別枠を設けています。

種別	通常の限度額	別 枠
普通保証	2億円(組合は4億円)	2億円(組合等は4億円)
無担保保証 (うち特別小口)	8,000万円以内 (うち2,000万円)	8,000万円以内 (うち2,000万円)

※「特別小口」においては、小規模企業者(従業員の数が20人以下の企業(商業・サービス業の場合は5人以下。ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については従業員の数が20人以下))が対象となります。

② 新事業開拓保証の限度額引き上げ

経営革新計画実施のために必要となる資金であって、新事業開拓保証の対象となるもの(研究開発費用等)について、保証限度額を引き上げています。

・通常:2億円以内 → 3億円以内 (組合等の場合、4億円以内 → 6億円以内)

③ 海外投資関係保証の限度額引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、海外投資関係保証の対象となるものについて、付保限度額を引き上げます。

・通常:2億円以内 → 3億円以内 (組合等の場合、4億円以内 → 6億円以内)

(3) 備考

他の支援策による別枠を既に利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合がありますので、ご注意願います。

(4)問い合わせ先

群馬県信用保証協会 電話027-231-8875

4 中小企業投資育成株式会社からの投資

(1)対象者

- ・経営革新計画の承認を受けた、資本金が3億円を超える株式会社
- ・経営革新計画の承認を受けた特定事業者によって経営革新事業を行うために設立される株式会社であって、資本金が3億円を超えるもの

※通常、中小企業投資育成株式会社の投資の対象となるのは、資本金が3億円以下の株式会社ですが、承認経営革新計画に従って事業資金の調達を図る場合、資本金が3億円を超える株式会社も対象となります。

(2)支援内容

① 投資事業

中小企業投資育成株式会社は審査を行い、以下の投資を行います。

- ・会社の設立に際し発行される株式の引受け事業
- ・増資株式の引受け事業
- ・新株予約権の引受け事業
- ・新株予約権付社債等の引受け事業

② 育成事業(コンサルテーション事業)

中小企業投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を引き受けている投資先企業からの依頼により、信頼できるパートナーとして、各種個別経営相談に応じています。

(3)問い合わせ先

東京中小企業投資育成株式会社 電話03-5469-1811(代表)

5 高度化融資制度

(1)対象者

- ・経営革新計画に基づき高度化事業に取り組む組合等
(経営革新事業は、4社以上の任意グループも対象)

[高度化事業の種類]

集団化事業	生産や物流に適した場所に工場団地などをつくり、みんなで移転します。
施設集約化事業	工場などが1か所に設備の整った施設をつくり、みんなで入居します。
共同施設事業	物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくります。
設備リース事業	1社では導入が難しい設備を組合で購入して、各組合員企業に買取予約付きでリースします。
経営革新計画承認グループ事業	承認された経営革新計画に従って、新商品・新技術開発や情報収集を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置します。
企業合同事業	中小企業者が相互に合併したり、出資会社を設立したりして、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図ります。

(2) 支援内容

高度化融資は、通常は有利子ですが、経営革新計画の承認を受けた組合等については、無利子になります。

① 金利

0.35%(2021年度の場合)

又は

無利子(各事業の無利子貸付けの要件に該当するもの)

② 償還期限

20年以内であって、群馬県が適当と認める期限

(「設備リース事業」は、当該設備の耐用年数を勘案の上、設定)

③ 据置期間

3年以内

④ 貸付割合

80%以内

(3) 問い合わせ先

群馬県 産業経済部 経営支援課(金融係) 電話027-226-3332

(独)中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課 電話03-5470-1528

6 起業支援ファンドからの投資

(1) 対象者

創業又は成長初期段階の有望なベンチャー企業等

(2) 支援内容

主に株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供、加えて踏み込んだ経営支援(ハンズオン支援)を行います。

(3) 問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド事業企画課 電話03-5470-1672

7 販路開拓コーディネート事業

(1) 対象者

経営革新計画の承認を受けた中小企業者、又は、首都圏・近畿圏を市場とする優れた新商品・新サービスの販路開拓を目指す特定事業者等

(2) 支援内容

大規模なマーケットである首都圏・近畿圏等の市場をターゲットとした、経営革新計画承認企業等の販路開拓を促進するため、中小企業基盤整備機構(関東本部・近畿本部)に、商社・メーカー等の企

業OBを販路開拓コーディネーターとして配置し、新商品・新サービスを持つ企業のマーケティング企画から首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援します(販売代行や販売代理を行うものではありません)。

(3)備考

この事業の対象となるには新規性等の一定の要件を満たす必要があり、ご希望に添えないこともあります。また、支援にあたっては、一部費用は申込企業の負担となります。

(4)問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構 関東本部 企業支援部 支援推進課 電話03-5470-1608

8 新価値創造展

(1)対象者

自ら開発した製品・技術・サービスを保有し、ビジネスマッチングを希望する中小企業・ベンチャー企業

(2)支援内容

経営革新等に果敢に取り組んでいる中小企業者等の成果を一堂に集め、販路開拓、業務提携等のビジネスマッチングの場を提供します。

(3)備考

出展者は、応募者の中から審査委員会の審査を経て決定するため、ご希望に添えないこともあります。なお、出展料は有料です。

(4)問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援企画課 電話03-5470-1525

9 経営革新計画フォローアップ支援専門家派遣事業

(1)対象者

経営革新計画の承認を受けた特定事業者で、派遣申請時点で計画期間を1年以上有するもの。

(2)支援内容

経営革新計画の実行に取り組んでいる中小企業等を支援するため、中小企業診断士等の専門家を派遣し、計画遂行上の課題解決に向けた支援を実施します。

(3)備考

1社あたり3回まで専門家を派遣します。なお、派遣費用は無料です。

(4) 問い合わせ先(申込先)

公益財団法人群馬県産業支援機構 総合相談課 電話027-265-5013

10 スタンドバイ・クレジット制度(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

(1) 対象者

承認(変更承認を含む)を受けた経営革新計画に従って、海外展開に取り組む特定事業者(国内親会社)

(2) 支援内容

特定事業者(国内親会社)の外国関係法人等が、日本公庫の提携する現地(海外)の金融機関から現地流通通貨建ての長期資金を借入する際に、日本政策金融公庫が発行する信用状により、債務の保証を受けられます。

- ・補償限度額:一法人あたり4億5千万円
- ・補償料率:日本公庫所定の料率
- ・融資期間:1年以上5年以内

(3) 問い合わせ先

日本政策金融公庫 前橋支店(中小企業事業) 電話027-243-0050

11 クロスボーダーローン(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

(1) 対象者

承認(変更承認を含む)を受けた経営革新計画に従って、海外展開に取り組む特定事業者(国内親会社)の外国関係法人等

(2) 支援内容

- ・融資限度額:別枠14億4,000万円(うち運転資金 9億6,000万円)
- ・融資利率:特別利率③(ただし、4億円を超えた額及び国内親会社が中小企業者に該当しない場合は、基準利率)
※信用リスク、融資期間等に応じて、所定の利率が適用されます。
- ・融資期間:設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)
運転資金: 7年以内(うち据置期間2年以内)
※米ドルの場合は、貸付期間が15年以内(うち据置期間2年以内)となります。
- ・資金用途:承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金および運転資金

(3) 問い合わせ先

日本政策金融公庫 前橋支店(中小企業事業) 電話027-243-0050

12 食品流通構造改善促進機構による債務保証

(1)対象者

経営革新計画の承認を受けた食品製造業者等に該当する特定事業者及び組合等

(2)支援内容

経営革新計画の実行にあたり融資を受ける際に、食品等流通合理化促進機構による債務保証を受けられます。

(3)問い合わせ先

(公財)食品等流通合理化促進機構 業務部 電話:03-5809-2176

第4 経営革新計画の申請・相談について

1 申請窓口について

経営革新計画の申請書の受付、審査は、県経営支援課で行っています。経営革新計画に関するお問い合わせは県経営支援課にお願いします。なお、申請等の相談をされる場合は、問い合わせ先に事前に予約をしてください。

問い合わせ先 群馬県 産業経済部 経営支援課(経営革新係) 電話027-226-3339

2 経営革新計画の策定・実行に関する相談窓口等について

(1) 公益財団法人群馬県産業支援機構

・経営総合相談窓口

創業を予定している方、ベンチャー企業の方、経営革新を目指す中小企業の方々が抱える様々な経営課題に対して、経営面、技術面に幅広い知識と経験、人的ネットワークを有するマネージャーが相談やアドバイスを行います。

・専門家派遣事業(費用の1/2自己負担)

具体的、専門的な経営課題について、中小企業診断士や税理士・技術士などの民間専門家を派遣して解決します。

問い合わせ先 公益財団法人群馬県産業支援機構(経営総合相談窓口)
前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター 電話027-265-5013

(2) 商工会(連合会)、商工会議所

地域密着のメリットを活かし、中小企業の方々が抱える様々な経営課題に対して、手厚く丁寧に対応します。

問い合わせ先 お近くの商工会(連合会)、商工会議所までお問い合わせください。

(3) 認定経営革新等支援機関

専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等(税理士、公認会計士、弁護士など)を、国が審査し、認定しています。

詳細は、中小企業庁ホームページからご確認ください。

中小企業庁ホームページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/#shienkikan>

第5 経営革新計画の申請に必要な書類

1 申請書類一覧(単独の特定事業者が申請する場合)

書 類 名		提出部数	備 考
申請書		1部	
別表1		1部	
別表2		1部	
別表3		1部	
別表4		1部	
別表5		1部	
別表6		1部	
別表7		1部	
付属資料		1部	
事前チェックリスト		1部	
定款の写し(法人である場合に限る)		1部	
最近3期間の	事業報告(営業報告書)	1部	個人で申請する場合、 所得税の確定申告書等(決算書に相当するもの)を提出してください。
	貸借対照表、損益計算書、 販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書	各1部	

※以下の場合も申請いただけます。必要な申請書類が異なりますので、県経営支援課にお問い合わせください。

- ・複数の特定事業者が共同で申請する場合
- ・単一の組合で申請する場合
- ・複数の組合が共同で申請する場合

2 申請書の記載例

(※青字は、記載例もしくは、記載にあたっての留意点となります。)

経営革新計画に係る承認申請書

令和〇年 〇〇月 〇〇日

郵便番号も記入してください。

群馬県知事 山本 一 太 様

- ・株式会社、有限会社は法人登記上の住所を記入
- ・個人事業主は、住民票の住所を記入
- ・共同で申請する場合は、各者の住所、名称、代表者氏名を連名で記載

郵便番号 〒371-8570

住所 前橋市大手町1-1-1

名称 株式会社〇〇〇〇〇

代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

経営革新計画のテーマ:新しい〇〇の機能を付加した製品の生産及び販売展開

(別表1)に記載した経営革新計画のテーマを記入

共同で申請する場合は、参加するすべての企業・組合の定款、事業報告書(営業報告書)、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書を添付

申請書(正)	1部
具体的な事業内容の資料	1部
別表3の計画の積算根拠	1部
事前チェックリスト	1部
定款の写し	1部
最近3期間の	
・事業報告書(営業報告書)	1部
・貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書	各1部

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(計画承認証明欄)※この欄は群馬県で記載する。

法第14条第1項の規定に基づき承認します。

令和 年 月 日 群馬県知事 山本 一 太

※この経営革新計画の承認は、各々の支援措置の実行を保証するものではありません。

経営革新計画

日本標準産業分類に掲げる「小分類」を記入
※ご不明な場合は県経営支援課にお問い合わせください。

申請者名・資本金・業種	
申請者名: 株式会社〇〇〇〇〇 資本金: 10,000千円	業種: 151 印刷業 法人番号: #####
実施体制(大学・公設試・企業など連携先がある場合は記載する)	
現在は特にないが、将来的には協力できる大学や企業があれば、連携を図りたい。	
<p>経営革新計画のテーマ(経営革新の内容を端的に表現したキャッチコピー)を記入 例:新しい〇〇といった機能を付加した製品の開発、 新たな〇〇生産方式・販売方式の採用 等 ※注意点・・・以下の文言は入れないでください。 ・個別具体的な企業名や製品・サービス名 ・客観的な裏付けがない文言(世界一、日本一、業界初など)</p>	
新事業活動の種類	
<p>① 計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新商品の開発又は生産 2. 新役務の開発又は提供 3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入 5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用 6. その他の新たな事業活動 <p>該当するものに○印を付けてください。</p>	<p>経営革新計画のテーマ: 新しい〇〇の機能を付加した製品の生産及び販売展開</p> <p>計画の概要:</p> <p>当社は、昭和〇〇年に創業以来、〇〇事業を行ってきた。これまで親企業からの発注に応じ、商品を生産していたが、最近の景気情勢、印刷業界における競争激化に伴い、売上の減少や利益率の低下が続いている。</p> <p>そこで、当社では従来の受身体質から提案型印刷会社への変革に取り組んでおり、これまで培った〇〇技術をベースに、外部の専門家との協力のもと、〇〇〇といった機能を付加した商品を開発することとした。本商品は、これまでの商品と異なり、〇〇〇を採用しており、利便性に優れ、かつ、製造コストが非常に安く済むことが特長である。</p> <p>このような取り組みにより、売上の大幅な向上を目指し、当社の経営革新を進めていくこととする。</p> <p>・300字程度で計画の概要や経営革新で目指すことを記入ください。 ・こちらの内容は、承認後、県HP掲載と報道機関に情報提供します。</p>
計画期間又は事業期間: 令和〇〇年〇〇月 ~ 令和〇〇年〇〇月	
研究開発期間: 令和〇〇年〇〇月 ~ 令和〇〇年〇〇月	事業期間: 令和〇〇年〇〇月 ~ 令和〇〇年〇〇月

<経営革新計画における「計画期間」の考え方について>

原則として、**決算期に対応する形で記載**ください。

- (1) 研究開発を実施する期間(以下「研究開発期間」という。)がある場合
「計画期間又は事業期間」欄・・・全体の計画期間として、3~8年の期間を記載ください。
その上で、以下のとおり記載ください。
「研究開発期間」欄・・・研究開発を実施する期間(0~3年の期間)
「事業期間」欄・・・新事業活動を実施する期間(3~5年の期間)
- (2) 研究開発期間がない場合
「計画期間又は事業期間」欄及び「事業期間」欄に3~5年の期間を記載ください。
(「研究開発期間」欄は記載不要です。)

経営革新の実施に係る内容

1. 当社の現状と経営課題

分析手法(SWOT分析、ローカルベンチマークなど)を活用して、客観的・具体的に自社の現状を分析したうえで、経営課題を整理ください。

(例)

- ・これまで行ってきた事業や従来の方法等で顕在化している経営課題
(沿革、当社の強み、お客様から支持されてきた理由、現状における課題など)
- ・業界、市場等の企業を取り巻く環境の変化
(業界動向、競合他社、市場動向、ニーズの変化など自社に影響を及ぼす、または及ぼす可能性のある環境認識)
- ・上記を踏まえ、経営革新事業について、現在までの取組や今後行う事業の内容・規模等を段階ごとに記載
(スケジュールや実施体制(必要な人材、設備、支援機関等の支援状況)などを明記)

事業実施時期、年間計画が有効かつ適切であるか。

他の事業者等の実施する事業に付随するものではなく、自らが主体となって取り組むものであるか。

2. 経営革新の具体的内容(経営戦略における位置づけ、既存事業との相違点等)

(1) 計画の概要

・経営革新計画の内容を簡単にまとめて記載ください。また、中長期的な経営戦略における計画の位置づけに触れた上で記載ください。

(2) 新規性・独自性

ここでは、①、②の要素に触れたうえで、記載ください。

① 自社の既存事業との相違点

→既存事業の拡大や経営改善にとどまらず、経営革新(新たな取組)と言える内容であるか

(例)

現在、当社で生産している△△製品は、××業界用であるが、今回開発した製品は、▲▲用の製品であり、××用より小型で機能も異なるものである。当社では、▲▲用の製品は、初めて開発・製造するものである。既存製品は、×××技術によるものであるが、今回、新たに当社の○○技術を活用して開発しており、当社既存製品とは、異なる特徴を持つ製品である。

② 相当程度普及している技術・方式の導入ではないこと

→同業の中小企業者において既に相当程度普及している技術又は役務と比べて、経営革新事業のどこに新規性、独自性、優位性があるのか。

(FC(フランチャイズ)のように既存のシステムやマニュアルに従っただけのものや、法律等に基づく諸制度をそのまま利用するような新事業展開では相当程度の革新性が認められないため、承認対象とはなりません。)

(例)

今回開発した製品は、****、####といった当社及び他社の既存の類似製品の問題を○○技術によって解決するとともに、新素材▼▼▼の使用により、従来品より軽量で×××が発生しない。また、既存の類似製品には無い○○○や□□□機能を追加することで、従来品より大幅に利便性を高めている。

※自社の取組に応じた比較項目を列挙し、優位性を示してください。比較項目の具体例としては、品質、機能性、時間(納期)、コスト関連などが考えられます。

主要機能等	製品	当社既存製品	新製品 (△△用○○製品)	A社製品	B社製品
価格		30万円	20万円	△ (40万円)	○ (35万円)
重量		130kg	◎ (80kg)	△ (130kg)	○ (100kg)
商品構成		× (****)	○ (****)	× (****)	○ (****)
事業の実施体制		× (****)	○ (****)	× (****)	○ (****)
顧客へのアプローチ		× (****)	○ (****)	× (****)	○ (****)
○○○機能		× (****)	○ (****)	× (****)	○ (****)
◆◆◆効果		× (****)	○ (****)	× (****)	× (****)

(3) 市場性 (市場に関する調査・分析)

(ア) 想定している取引先や市場、そのニーズについて

事業内容が社会情勢、市場ニーズに合致しているか。

例) ▲▲業界の中堅企業約7社をターゲットとしている。

代理店及び営業によるヒアリング状況から、△△製品の従来品の問題点の解決を望んでいる企業が複数あった。但し、価格の値上げは難しい状況にある。(他に、技術的課題を定量的に分析、公的な統計により業界や市場などの分析を行う等)

(イ) 取引先からの引き合いの状況、テストマーケティングでの反応などについて

販売先等が確保されているか(その見込みがあるか)。

例) 従来品と同価格であれば、取引したいとの引合いが、○○○(株)及び△△△△(株)の2社からきている。また、上記のうち1社から東南アジアに進出しているグループ企業でも採用する可能性が高いと言われている。その他▲▲業界の中堅企業約5社をターゲットとしている。

(他に、根拠付けの部分で実際にあった市場、顧客の生声(納期が○○であれば契約した等)、取引先の固有名詞等を具体的に記載する等)

(4) 事業体制、営業方法について

事業に必要な人材等の事業体制を整えているか(その見込みがあるか)。

例) ▲▲業界の中堅企業約5社への訪問営業を基本とするが、1, 2年目に○○展示会に出展するほか、2年目には、○○○等の展示会にも出展する。

営業は、取締役1名が中心に行うが、2年目には、営業要員を1名増員して、○○○の企業を中心に訪問営業を行う。また、HPへの新製品の掲載のほか、代理店向けに、パンフレットを作成する。

(5) 特許等の取得状況（該当ない場合は記載不要）

- ・特許等知的財産権を取得済みもしくは取得予定の場合は記載

◎最後に、以下の事項を中心にわかりやすく記載できているか、見直してください。また、必要に応じて、フロー図やイラスト、写真などを使用してください。（実施内容等が書ききれない場合、別紙（任意様式）に記載してください。）

<類型別の記載内容のポイント>

1 「新商品の開発又は生産」の場合

- ・商品・製品の概要（誰が何のために使うのか）や特徴・機能（仕様）
 - ・開発体制や開発手順
 - ・生産体制、販売体制 等
- （必要に応じて、構造や技術・メカニズム等の技術説明書、設計図、特許資料、写真、試験データなどを添付してください。）

2 「新役務（サービス）開発又は提供」の場合

- ・サービスの概要（誰が誰に何をどうやって提供するのか）や特徴
 - ・開発体制や開発手順
 - ・提供方法、提供体制、販売体制 等
- （必要に応じて、事業の仕組みがわかるスキーム図を記載または添付してください。）

3 「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」の場合

(1) 生産方式の場合

- ・生産方式の概要
- ・工程図（または工程表）、生産ライン（工場）等のレイアウト図 等

(2) 販売方式の場合

- ・販売方式の概要
- ・スキーム図 等

4 「役務（サービス）の新たな提供の方式の導入」の場合

事業の概要、スキーム図など。

5 「技術に関する研究開発及びその成果の利用」の場合

研究開発及びその成果の利用の概要、スキーム図など。

6 「その他の新たな事業活動」の場合

事業の概要、スキーム図など。

（注1）工場や店舗等の新設・増設等の設備投資がある場合は、投資内容の説明を記載するとともにレイアウト図等を添付してください。

（注2）多種多様なケースが考えられますが、「何を、誰に、どのように生産・提供するのか」、「自社で創意工夫した点はどこか」をできるだけ明確にして、わかりやすく記載してください。

別表3の直近期末の額を記入します。

計画期間を記入してください。

経営の向上の程度を示す指標		現 状(千円) (別表3「直近期末」期の該当数字を記入)	計画終了時の目標伸び率(%) (事業期間終了時点)
1	付加価値額	623,824千円	34.3 % (計画開始=令和〇〇年〇月 計画終了=令和〇〇年〇月(事業期間〇年))
2	一人あたりの付加価値額	5,425千円	25.6 %
3	給与支給総額	404,906千円	38.6 %

計画期間における目標伸び率は別表3を基に次の算式で計算してください。
(小数点以下第2位を四捨五入してください)

A:申請直近期末値

B:計画終了年度末値

伸び率(%) = $(B - A) \div |A| \times 100$

※ |A| は、絶対値を示す記号です。

実施計画と実績(実績欄は申請段階では記載する必要はない。)

番号	計 画				実 績		
	実施項目	評価基準	評価 頻度	実施 時期	実施 状況	効果	対策
1	安全で効率的な生産方式の開発	安全委員 会の評価	毎月	1-1	<p>この「実績」欄は、申請の段階では記載の必要ありません。</p> <p>承認を受けた企業に対するフォローアップ調査報告時に記入していただきます。フォローアップ調査とは、承認された計画に対して進捗状況に関する調査を行うものです。調査の際に、以下の記入方法に従い記入をしてください。</p> <p>計画期間の年度末ごとに、次のとおり記載 【実施状況】 ◎計画どおり実行 ○ほぼ計画どおり実行 △実行したが不十分 ×ほとんど実行できず</p> <p>【効果】 ◎十分な効果 ○ほぼ予定の効果 △少しの効果 ×ほとんど効果なし</p> <p>【対策】 実施状況と効果を評価した結果、追加対策を実施する場合に記載</p>		
1-1	〇〇部分の安全な△△方法の開発	製造原価	1年	1-3			
1-2	効率的な〇〇××装置の開発	製造原価	1年	1-3			
2	〇〇商品の新規開拓営業体制の確立	〇〇商品の 売上	毎週	2-1			
2-1	マネージャーと担当営業の2名専 任体制の確立	組織計画	四半期	2-1			
2-2	〇〇商品を切り口に新規開拓した 顧客に対する他の印刷物提案営業 活動	新規顧客の 売上	毎月	2-3			
3	次期バージョンの新〇〇商品の開 発	新商品の 売上	1年	3-1			
3-1	〇〇××装置の開発	製造原価	1年	3-2			
3-2	〇〇××装置を利用した〇×商品 の新規開拓営業体制の確立	〇×商品の 売上	毎週	3-3			

各項目について、次の要領により記載してください。

- ・番号 1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように実施項目を関連付けて、記載ください。
- ・実施項目 実施内容を具体的に記載してください。
- ・評価基準 できるだけ定量化した基準を設定してください。
- ・評価頻度 自社で計画の進捗状況を評価する頻度または時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載してください。
- ・実施時期 取り組みを開始する時期を4半期単位で記載してください。例えば、「1-1」は1年目の計画の第1四半期に開始、「3-4」は3年目の第4四半期に開始することを表します。

※実績については、申請段階で記載していただく必要はありません。

共同申請する場合、参加企業ごとに作成

直近3年間の決算書から転記(創業3年未満の場合、記入できる範囲で記入)

(別表3)

経営計画及び資金計画

参加特定事業者名 **株式会社〇〇〇〇〇**

	2年前 (〇年3月 期)	1年前 (〇年3月 期)	直近期末 (〇年3月 期)	1年後 (〇年3月 期)	2年後 (〇年3月 期)	3年後 (〇年3月 期)	
① 売上高	2,444,210	2,570,008	2,412,047	2,500,000	2,700,000	3,000,000	
② 売上原価	1,903,218	1,924,208	1,837,606	1,915,000	2,000,000	2,203,000	
③ 売上総利益 (①-②)	540,992	645,800	574,441	585,000	700,000	797,000	
④ 販売費及び 一般管理費	515,141	518,730	504,371	520,000	627,000	712,000	
⑤ 営業利益 (③-④)	25,851	127,070	70,070	65,000	73,000	85,000	
⑥ 経常利益	15,583	115,979	58,505	53,500	61,500	73,500	
⑦ 給与支給総額	441,581	427,872	404,906	425,060	481,200	561,400	
⑧ 人件費	550,600	533,506	504,870	530,000	600,000	700,000	
⑨ 設備投資額				160,000	25,000	40,000	
⑩ 運転資金				50,000	50,000	60,000	
普通償却額	60,904	58,497	48,884	45,000	44,000	43,000	
特別償却額	0	0	0	40,000	6,000	10,000	
⑪ 減価償却額	60,904	58,497	48,884	85,000	50,000	53,000	
⑫ 付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	637,355	719,073	623,824	680,000	723,000	838,000	
⑬ 従業員数	123	115	115	118	123	123	
⑭ 一人当たり の付加価値額 (⑫÷⑬)	5,182	6,253	5,425	5,763	5,878	6,813	
⑮ 資金調 達額	政府系金融 機関借入 (内運転資金)	-	-	-	200,000 (45,000)	30,000 (0)	0
	民間系金融 機関借入 (内運転資金)	-	-	-	0	10,000 (0)	30,000 (10,000)
	自己資金 (内運転資金)	-	-	-	10,000 (5,000)	35,000 (35,000)	70,000 (50,000)
	その他 (内運転資金)	-	-	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(⑨+⑩) 合計	-	-	-	210,000 (50,000)	75,000 (50,000)	100,000 (60,000)	

[税引き後利益予想]

[36,000] [40,000] [48,600]

●別表3 全般について

別表3に記載する数値は、企業全体(既存事業+経営革新事業)の金額を記入してください。

⑥ 経常利益

決算書上の経常利益を記載してください。

⑦ 給与支給総額

給与支給総額は、役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当(残業手当、休日出勤手当、家族(扶養)手当、住宅手当等)を含みます。給与所得とされない手当(退職手当等)及び福利厚生費は含みません。

⑧ 人件費

次の各項目を含んだ総額とします。

- ・売上原価に含まれる労務費(福利厚生費や退職金等含む)
- ・一般管理費に含まれる役員・従業員給与、賞与・賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金・退職給与引当金繰入れ(派遣労働者・短時間労働者の給与を外注費で処理した場合、原則この費用を算入)ただし、これが不可能な場合は、「平均給与×従業員数」で算出ください。

⑬ 従業員数

- ・正社員に準じた労働形態である場合には、従業員数に含めてください。その場合、勤務時間により人数を調整してください。
- ・派遣労働者や短時間労働者に係る経費を人件費に算入した場合は、従業員数にも加える必要があります。(勤務時間による調整が必要)
- ・常勤役員及び個人事業主も従業員数に含みます。

⑮ 資金調達額

⑨設備投資額と⑩運転資金の合計値と一致させてください。

リース・レンタル費用は、原則として減価償却額に含めてください。

(各種指標の算出方法)

「給与支給総額」: 給料 + 賃金 + 賞与 + 各種手当

「付加価値額」: 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

「一人当たりの付加価値額」: 付加価値額 ÷ 従業員数

「営業利益」: 売上総利益(売上高 - 売上原価) - 販売費及び一般管理費

(算出時における留意点: 以下のいずれかに○をつける)

- ・人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。(はい/いいえ/該当なし)
- ・減価償却費にリース費用を算入しましたか。(はい/いいえ/該当なし)
- ・従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(はい/いいえ/該当なし)

パート従業員等がいる場合は、常勤で換算(例)半日勤務パート社員2名で、正社員1名に換算

設備投資計画及び運転資金計画

参加特定事業者名 株式会社〇〇〇〇〇

- ・共同申請する場合、参加企業ごとに作成
1枚に書ききれない場合、複数の用紙で作成しても構いません。
- ・経営革新計画に関連する設備投資や運転資金をもれなく記載してください。経営革新の実行のために、この表に記載のないものや、用途が同一でも記載金額以上の設備・運転資金について、低利融資等を希望する場合、金融機関から計画の変更を求められることがあります。

設備投資計画(経営革新計画に係るもの)

	機械装置名称	導入年			
1	〇〇機	令和〇年度	160,000	1	160,000
2	××機	令和〇年度	15,000	1	15,000
3	△△機	令和〇年度	10,000	1	10,000
4	□□機	令和〇年度	40,000	1	40,000
	合計				225,000

運転資金計画(経営革新計画に係るもの)

(単位 千円)

運転資金がある場合、年度ごとに記載
年度は、企業の事業年度で記載

	年 度	金 額
1	令和〇年度	50,000
2	令和〇年度	50,000
3	令和〇年度	60,000
	合計	160,000

※ 上記の合計金額は、経営革新計画に係る内容のみを記入することとなるため、別表3の金額と一致しないことがあります。

組合等で申請する場合のみ作成
(該当しない場合は提出する必要はありません。)

(別表5)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるため、その構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位:千円)

試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計 及びその積算根拠	構成員別の賦課金額 及びその積算根拠
〇〇商品研究開発	〇〇年度	生産数量	〇〇〇, 〇〇〇千円 (〇〇円×〇〇台)	△△△, △△△円 (△△△円×△△社…) (△△△円×△△社…) : : :
		生産数量(金額)、従業員別、設備割、出資金等具体的に記入		
	年度			

関係機関への連絡希望について

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所に○を記入してください。

承認書類の送付を希望する機関名	送付の希望の有・無		
東京中小企業投資育成株式会社	有・無		
群馬県信用保証協会 (中小企業信用保険法の特例)	有・無		
株式会社日本政策金融公庫 (低利融資)			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">前橋支店</td> <td>中小企業事業</td> </tr> </table>	前橋支店	中小企業事業	有・無
前橋支店	中小企業事業		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">()支店</td> <td>国民生活事業</td> </tr> </table>	()支店	国民生活事業	有・無
()支店	国民生活事業		
株式会社商工組合中央金庫 前橋支店 (低利融資)	有・無		

具体的な支店名を記入してください。

※この様式は、それぞれの支援施策を保証するものではありません。

1 経営革新計画等の公表に関する確認

※下記の「(1)企業概要」、「(2)経営革新計画の概要(別表1に記載)」について報道機関への情報提供、県HPへの情報掲載をして良いか確認するものです。一部否の場合、()内に具体的な記載をお願いいたします。

- ・報道機関への情報提供(可) ・ 否 ・ 一部否())
 ・県HPへの情報掲載(可 ・ 否 ・ 一部否(テーマのみ公表可))

(1)企業概要

企業名	株式会社〇〇〇	代表者 職氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
業種	151 印刷業	設立 年月日	昭和〇〇年〇月〇日
所在地	前橋市大手町1-1-1	資本金	10,000千円
TEL	027-〇〇〇-〇〇〇〇	従業員	115人
URL	http://www.△△△-△△△△		
連絡担当者	所属 〇〇課 氏名 〇〇 〇〇		
E-mail	〇〇〇@△△.□□.××		

※ 連絡担当者の情報は、公表の対象外です。(県からの連絡のみに利用)

(2)経営革新計画の概要

- ・別表1の「経営革新の目標」欄に記載した経営革新計画のテーマ及び計画の概要

2 中小企業支援機関の利用について

利用の有無	利用された場合の支援機関名	担当者 氏名
<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	中小企業支援機関(群馬県産業支援機構、商工会連合会、商工会議所等)のアドバイス等の支援を受けて当該申請書を作成した場合、「有」に○を付け、支援機関名及び担当者名を記入してください。	

3 暴力団等に該当しない旨の誓約

申請に当たっては、内容を確認の上、にレを記入してください。

自己又は自社の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を 有している者(以下「暴力団等」という。)には該当しません。

※群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。なお、この様式に記載された個人情報は、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

別表3の計画にかかる売上の積算根拠(任意様式)

この様式は任意といたしますが、原則として、以下の観点に沿って記載ください。

- ・計画期間内の売上高の推移について、従来事業と経営革新事業の内訳を、下表を例に作成ください。
- ・売上高の金額は、別表3の「売上高」の数字と必ず一致させてください。
- ・需要動向、市場規模、成長性などを検討し、売上根拠を記入ください。
- ・表中の数字については、積算根拠の説明をお願いします。(客数×客単価、受注数×平均単価 等)

(単位:千円)

	直近期末	1年後	2年後	3年後
売上高	2,412,047	2,500,000	2,700,000	3,000,000
従来事業	2,412,047	2,250,000	2,000,000	1,900,000
経営革新事業	0	250,000	700,000	1,100,000

・1年後、新商品〇〇〇の販売を開始し、従来事業で取引のあった自動車関連メーカーを中心に、〇〇個、2,500,000千円の売り上げを見込んでいる。

・2年後、新商品〇〇〇の営業体制を強化し、従来顧客に加えて〇〇、□□等の業種の会社を新規顧客として取り込む計画である。その結果、〇〇〇個、700,000千円の売り上げを見込んでいる。

・3年後、〇〇〇を改良した新商品□□□の販売を開始する予定している。これにより、従来競合他社商品の顧客であった×××業のメーカーを新規顧客として獲得できる見通しであり、〇〇〇〇個、1,100,000千円の売り上げを見込んでいる。

経営革新事業については、売上高の内訳を下記表のように詳しく説明ください

< 経営革新事業の売上高内訳 >

(単位:円)

		1 年後			2 年後			3 年後		
商品名		数量 (個)	単価	金額	数量 (個)	単価	金額	数量 (個)	単価	金額
〇〇〇	タイプA	500	3,000	1,500,000	2,000	3,000	6,000,000
	タイプB	500	2,000	1,000,000	1,500	2,000	3,000,000
								
	小計	..								
□□□	...									
△△△										
売上高				250,000,000			700,000,000			1,100,000,000

商品毎の数量、単価、金額等に分けて、わかりやすく記載ください。

事前チェックリスト

理由欄の記載内容はあくまで例であり、今後、随時見直しを行っていきます。

経営革新計画を申請する前に、審査の上で重要なポイントとなる以下の項目について、確認をお願いします。
ご不明な点があれば、県経営支援課にお問い合わせください。※確認記号(適○、不適×)

チェックポイント	確認	理由
客観的な分析を踏まえ、経営課題等の明確化がされているか。	○	ローカルベンチマークを用いて分析し、経営課題を明確にできたといえる。
経営革新の類型にあてはまるか。 ①新商品の開発又は生産 ②新役務の開発又は提供 ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④役務の新たな提供の方式の導入 ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用 ⑥その他の新たな事業活動	○	①に該当する。 この類型としたのは、分析した経営課題を克服し、かつ、自社の売上げを増加させるような事例は、○○といった機能を付加した製品開発といえるからである。
計画内容が、県内の同業他社において既に普及している技術・方式の導入にあたらぬか。	○	「○○統計調査」の観点からも、同業他社における普及は少なく、あたらぬ。
計画内容が、既存事業の拡大に留まらず、新たな事業展開となっているか。	○	既存事業とは○○といった観点で異なり、新たな事業展開になっているといえる。
計画期間(3～8年)内での計画遂行が可能か。	○	無理がなく、かつ、着実な積み上げによる計画を作成しており、十分に可能といえる。
事業の実施に必要な人材が確保できているか。	○	実施内容に必要な人材の具体化は十分にできている。確保も見通している。
事業の実施に必要な設備・施設が確保できているか。	○	今回導入する設備は、仕様についても精査を行っている。
事業の実施に必要な資金の確保ができているか。	○	すでに取引先の金融機関からも実施についての同意を得ており、滞りなく、実施できる。
事業の実施に必要な独自技術・ノウハウを有しているか。(自らが主体となって取り組むものであり、他の事業者等の実施する事業に付随するもの(代理店、フランチャイズ展開等)ではないか。)	○	自社独自のノウハウを活かした事業であり、かつ、主体で取り組むものである。
新たな事業に市場性があるか。また、販売先等の確保ができているか。	○	既存の取引先を始めとした企業からの引き合いがある。
新たに参入する市場の客観的な調査・分析はできているか。	○	多方面の客観的なデータに基づいた分析をしており、できているといえる。
経営指標の設定は適切か。 (以下のいずれにも適合することが必要です。グループによる申請については、グループ全体としての経営指標あるいは参加個々の経営指標のいずれかを用いることができます。) <付加価値額又は一人当たりの付加価値額> …事業期間において平均で年間3%以上の向上 <給与支給総額> …事業期間において平均で年間1.5%以上の向上	○	2つの指標について、十分に満たせているといえる。

以下の項目は該当する場合のみ確認してください。

商品(製品)の機能・効果に科学的な裏付け(データ)が必要な場合、その準備があるか。	○	すでに効果検証を行っており、支障ない。
事業実施に際し、クリアすべき関係法令がある場合、その関係法令上の手続きを進めているか。	○	関連法令の確認し、抵触しないことを確認している。
法令の許認可・資格を要する事業の場合、許認可を受けていますか、または許認可の取得見込みがあるか。	○	すでに取得しているので、問題ない。

(メモ)

編集・発行

群馬県 産業経済部 経営支援課 経営革新係

前橋市大手町1-1-1

電話 027-226-3339